

閉止弁の設置 義務化！ 令和5年3月31日まで！

二酸化炭素消火設備に係る死亡事故が相次いで発生したことを受け、二酸化炭素消火設備の基準が改正されました。事故は防護区画内での点検中に消火剤（二酸化炭素）が誤放出するなどし発生したことから、令和5年3月31日までに基準に適合する「閉止弁」を設置することが義務化されました。

ただし、一定の要件を満たすものには、経過措置があります。

○不活性ガス消火設備の閉止弁の基準（消防庁告示第8号 令和4年9月14日）

- ア 構造及び機能：「常時開放し、直接操作等により確実に閉止できること。」「直接操作により操作する部分には、操作の方向と開閉位置を表示すること。」「見やすい場所に常時開放し、点検時は閉止する旨を表示すること。」「開放及び閉止の旨の信号を、制御盤に発信するためのスイッチが設けられていること。」等
- イ 材質：さびの発生により、機能に影響を及ぼす可能性がある部分に、防錆処理をしたものであること。等
- ウ 耐圧試験：閉止弁を閉止した状態で一定の水圧を加えても損傷しないこと。等
- エ 気密試験：閉止弁を開放した状態で一定の空気圧を加えても漏れが生じないこと。等
- オ 作動試験：直接操作又は遠隔操作により操作した場合に確実に開閉すること。開放及び閉止の旨の信号を制御盤に発せられること。
- カ 等価管長：水により等価管長を測定した場合、ボール弁では50m以下であること。等
- キ 表示：閉止弁には、次の事項を見やすい場所に消えないよう表示すること。
製造者名又は商標、製造年、耐圧試験圧力値、型式記号、流体の流れる方向

○経過措置

（令和5年3月31日までに閉止弁が設置されている場合）

次の要件に適合する場合は、上記「閉止弁の基準」のうち、「キ 表示」以外の基準に適合しているものとみなします。

- ア 直接操作により操作する部分に、操作の方向と開閉位置が表示されていること。
- イ 見やすい場所に、常時開放し、点検時に閉止する旨が表示されていること。
- ウ 直接操作又は遠隔操作により、確実に開閉すること。

（令和5年4月1日から令和6年3月31日までに新たに閉止弁を設置する場合）

この期間に閉止弁を新たに設置する場合、上記「閉止弁の基準」のうち、開放及び閉止の旨の信号を制御盤に発信するためのスイッチは不要です。

※令和6年4月1日以降に閉止弁を設置する場合は、開放及び閉止の旨の信号を制御盤に発信するスイッチも含め、全ての基準に適合させる必要がありますので、開放及び閉止の信号を受ける制御盤の取替えも必要になる場合があります。